学校で予防すべき感染症および出席停止期間の基準

	感染症の種類	出席停止期間
第1種 感染症法の一類及び二類感染症	エボラ出血熱、クリミア、コンゴ出血熱、 痘そう、南米出血熱、ペスト、 マールブルグ病、ラッサ熱、 急性灰白髄炎、ジフテリア、 重症急性呼吸器症候群（病原体がSARS コロナウイルスであるものに限る） 鳥インフルエンザ（H5N1）	治癒するまで
第2種 飛沫感染するもので、児童生徒の罹患が多く、学校において流行を広げる可能性が高い伝染病	インフルエンザ （鳥インフルエンザ（H5N1）を除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児は3日）を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治癒が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹（3日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
第3種 学校において流行を広げる可能性がある伝染病	コレラ、細菌性赤痢、 腸管出血性大腸菌感染症、 腸チフス、パラチフス、 流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 ※その他の感染症（流行の状況に応じて） 感染性胃腸炎、マイコプラズマ肺炎 ヘルパンギーナ、溶連菌感染症、 手足口病、伝染性紅斑、 ウイルス性肝炎など	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

※第3種感染症のうち「その他の感染症」については、通常は出席停止の対象とはなりません。
しかし、学校教育活動において流行が認められた場合には、校長が学校医等の意見を聞いた上で、出席停止の措置を講じることが可能となります。